

介護給付費単位数等サービスコード表
(令和8年6月・8月施行版)

介護サービス

I 居宅サービスコード	
1 訪問介護サービスコード表	1
2 訪問入浴介護サービスコード表	108
3 訪問看護サービスコード表	109
4 訪問リハビリテーションサービスコード表	128
5 居宅療養管理指導サービスコード表	129
6 通所介護サービスコード表	130
7 通所リハビリテーションサービスコード表	143
8 短期入所生活介護サービスコード表	170
9 短期入所療養介護サービスコード表	
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護	195
ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護	220
ハ 診療所における短期入所療養介護	257
ホ 介護医療院における短期入所療養介護費	265
10 特定施設入居者生活介護サービスコード表	302
11 福祉用具貸与サービスコード表	317
II 居宅介護支援サービスコード	
居宅介護支援サービスコード表	318
III 施設サービスコード	
1 介護福祉施設サービスコード表	331
2 介護保健施設サービスコード表	345
3 介護医療院サービス	371
IV 特定入所者介護サービス費サービスコード	404

9 短期入所療養介護サービスコード表
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護

サービスコード		サービス内容略称			算定項目	合成	算定	
種類	項目					単位数	単位	
22	1111	老短Ⅰⅰ1	(1)介護老人保健施設短期入所療養介護費 (Ⅰ)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞ 【基本型】	要介護1	753	1日につき	
22	1115	老短Ⅰⅰ1・夜			753 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		730
22	1121	老短Ⅰⅰ2			要介護2			801
22	1125	老短Ⅰⅰ2・夜			801 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		777
22	1131	老短Ⅰⅰ3			要介護3			864
22	1135	老短Ⅰⅰ3・夜			864 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		838
22	1141	老短Ⅰⅰ4			要介護4			918
22	1145	老短Ⅰⅰ4・夜			918 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		890
22	1151	老短Ⅰⅰ5			要介護5			971
22	1155	老短Ⅰⅰ5・夜			971 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		942
22	1601	老短Ⅰⅱ1			要介護1			819
22	1602	老短Ⅰⅱ1・夜			819 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		794
22	1603	老短Ⅰⅱ2			要介護2			893
22	1604	老短Ⅰⅱ2・夜			893 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		866
22	1605	老短Ⅰⅱ3			要介護3			958
22	1606	老短Ⅰⅱ3・夜			958 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		929
22	1607	老短Ⅰⅱ4			要介護4			1,017
22	1608	老短Ⅰⅱ4・夜			1,017 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		986
22	1609	老短Ⅰⅱ5			要介護5			1,074
22	1610	老短Ⅰⅱ5・夜			1,074 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,042
22	1311	老短Ⅰⅲ1			要介護1			830
22	1315	老短Ⅰⅲ1・夜			830 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		805
22	1321	老短Ⅰⅲ2			要介護2			880
22	1325	老短Ⅰⅲ2・夜			880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		854
22	1331	老短Ⅰⅲ3			要介護3			944
22	1335	老短Ⅰⅲ3・夜			944 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		916
22	1341	老短Ⅰⅲ4			要介護4			997
22	1345	老短Ⅰⅲ4・夜			997 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		967
22	1351	老短Ⅰⅲ5			要介護5			1,052
22	1355	老短Ⅰⅲ5・夜			1,052 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,020
22	1611	老短Ⅰⅳ1			要介護1			902
22	1612	老短Ⅰⅳ1・夜			902 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		875
22	1613	老短Ⅰⅳ2			要介護2			979
22	1614	老短Ⅰⅳ2・夜			979 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		950
22	1615	老短Ⅰⅳ3			要介護3			1,044
22	1616	老短Ⅰⅳ3・夜			1,044 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,013
22	1617	老短Ⅰⅳ4			要介護4			1,102
22	1618	老短Ⅰⅳ4・夜			1,102 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,069
22	1619	老短Ⅰⅳ5			要介護5			1,161
22	1620	老短Ⅰⅳ5・夜			1,161 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,126

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
22	6160	老短室料相当額控除	室料相当額控除	26 単位減算	-26	1日につき		
22	6117	老短夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算	24 単位加算	24			
22	6111	老短個別リハビリ加算	個別リハビリテーション実施加算	240 単位加算	240			
22	6254	老短認知症ケア加算	認知症ケア加算	76 単位加算	76			
22	6121	老短認知症緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)	200 単位加算	200			
22	6277	老短緊急短期入所受入加算	緊急短期入所受入加算(7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	90 単位加算	90			
22	6109	老短若年性認知症受入加算1	若年性認知症利用者受入加算	(1)、(2)を算定する場合	120 単位加算	120		
22	6110	老短若年性認知症受入加算2		(3)を算定する場合	60 単位加算	60		
22	6278	老短重度療養管理加算1	重度療養管理加算 (要介護4・5に限る)	(1)(一)、(2)(一)を算定する場合	120 単位加算	120		
22	6279	老短重度療養管理加算2		(3)を算定する場合	60 単位加算	60		
22	6280	老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ((1)(一)a、(1)(一)c、(2)(一)a、(2)(一)cを算定する場合)	51 単位加算	51	片道につき		
22	6281	老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ((1)(一)b、(1)(一)d、(2)(一)b、(2)(一)dを算定する場合)	51 単位加算	51			
22	1920	老短送迎加算	送迎を行う場合	184 単位加算	184			
22	6601	老短療養体制維持特別加算Ⅰ	療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算Ⅰ	27 単位加算		27	
22	6602	老短療養体制維持特別加算Ⅱ	(二)療養体制維持特別加算Ⅱ		57 単位加算		57	
22	6001	老短総合医学管理加算	(4)総合医学管理加算(利用中に10日を限度)	275 単位	275			
22	6192	老短口腔連携強化加算	(5)口腔連携強化加算	50 単位加算	50	月1回限度		
22	6275	老短療養食加算	(6)療養食加算(1日に3回を限度)	8 単位加算	8	1回につき		
22	6133	老短認知症専門ケア加算Ⅰ	(7)認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算Ⅰ	3 単位加算	3	1日につき	
22	6134	老短認知症専門ケア加算Ⅱ		(二)認知症専門ケア加算Ⅱ	4 単位加算	4		
22	9000	老短緊急時治療管理1	(8)緊急時施設療養費	(一)緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 療養型老健の場合	518 単位 518 単位	518 518	月3日限度
22	6000	老短緊急時治療管理2						
22	6237	老短生産性向上推進体制加算Ⅰ	(9)生産性向上推進体制加算	(一)生産性向上推進体制加算Ⅰ	100 単位加算	100	1月につき	
22	6238	老短生産性向上推進体制加算Ⅱ	(二)生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 単位加算	10			
22	6099	老短サービス提供体制加算Ⅰ	(10)サービス提供体制強化加算	(一)サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位加算	22	1日につき	
22	6100	老短サービス提供体制加算Ⅱ		(二)サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位加算	18		
22	6103	老短サービス提供体制加算Ⅲ		(三)サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位加算	6		
22	6108	老短処遇改善加算Ⅰ1	(11)介護職員等処遇改善加算	(一)介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位数の 90/1000 加算		1月につき	
22	6183	老短処遇改善加算Ⅰ2		(二)介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数の 97/1000 加算			
22	6107	老短処遇改善加算Ⅱ1		(三)介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位数の 86/1000 加算			
22	6184	老短処遇改善加算Ⅱ2		(四)介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数の 93/1000 加算			
22	6104	老短処遇改善加算Ⅲ		(五)介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 69/1000 加算			
22	6380	老短処遇改善加算Ⅳ		(六)介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 59/1000 加算			